

仕様書

1 基本事項

(1) 概要

入札説明書「1 入札に付する事項(1)②」のとおり。

(2) 目的

箕面市立かやのこども園(以下、「公立こども園」という。)へ登降園管理システムを導入することにより、園の登降園管理を始めとする管理運営業務の負担を軽減し、保育士が保育に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上を図る。さらに、公立こども園を利用する保護者の利便性向上を図ることを目的とする。

なお、本事業は以下の方針でシステム構築及び付帯作業を行うこと。

- ① 保育士の業務負荷軽減に役立つシステムであること。
- ② 利用者の利便性・操作性などを考慮した、容易に操作できるシステムであること。
- ③ 制度改正等に柔軟に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- ④ 長期間に渡り、安定した利用が可能であること

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(サービス利用期間は 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

(4) 支払方法

月払い(月末締め分を翌月末に支払い)

(5) 履行場所 下記の【表1】のとおりとする。

【表1】 履行場所一覧

	名称	所在地	備考
1	かやのこども園	箕面市萱野一丁目19番30号	乳児部 (現:萱野 保育所)
		箕面市萱野二丁目7番16号	幼児部 (現:かや の幼稚園)
2	保育幼稚園総務室 (箕面市教育委員会 事務局)	箕面市西小路四丁目6番1号	

[業務2] 登降園管理システムサービス提供等業務

(6) 業務内容

- ・サービス提供業務
- ・システム運用保守

(7) 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- ③ システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- ④ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑤ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

2 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① かやのこども園及び保育幼稚園総務室（箕面市教育委員会事務局）からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
- ② かやのこども園及び保育幼稚園総務室（箕面市教育委員会事務局）向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。
- ⑦ ヘルプデスクには、保育士資格及び1年以上の保育現場での勤務経験を有する者を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

- ① IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（WebApplication Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適

[業務2] 登降園管理システムサービス提供等業務

切に実施すること。

- ② システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ④ 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑤ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- ⑥ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。
- ⑦ SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- ⑧ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。

(4) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ① システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ② クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

(7) 機器保守

① 保守対象機器および保証期間

保守対象機器	打刻用端末	2台
保証期間		3年

② 保守内容

業務1「登降園管理システム導入等業務委託」にて調達した機器のうち、打刻用端末の修繕が必要になった場合、自然故障、物損に関わらず、最低1回は無償にて修理可能であること。また、修理は訪問あるいは引き取りにて実施し、事前に修理依頼窓口の連絡先を市に報告すること。